

市町村国保データ活用人材育成事業業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

市町村国保（以下「市町村」という。）が、KDB システム（※1）や NDB データ（※2）等を活用して医療費等の分析を行い、各市町村の健康課題を把握するとともに、地域の課題に応じた保健事業を企画立案し実施できるよう支援する。

※1：国保データベースシステム。国保保険者や後期高齢者医療広域連合における事業の計画の作成や実施を支援するため、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステム。

※2：匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）。平成20年4月から施行されている「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースとして、レセプト情報や特定健診・特定保健指導情報などを格納・構築しているもの。

2 業務の名称

市町村国保データ活用人材育成事業

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務委託の内容

（1）事業計画書の作成

本業務の実施にあたり、業務の手順及び遂行に必要な計画の立案を行う。計画は企画提案した内容に基づくものとし、市町村ヒアリングの時期、宮崎県（以下「県」という。）や市町村、国保連からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

（2）事前調査・分析

ア 対象市町村の希望調査及び事前調査

26市町村のうち、支援を希望する市町村（3程度）を募る。応募が多い場合は、県と協議の上選定する。

支援希望調査においては、健康課題や深掘分析したい事項の事前調査も実施する。

なお、対象市町村における支援内容は一律ではないことが想定されるため、それぞれの支援内容に柔軟に対応すること。

イ 対象市町村の現状把握

アの事前調査結果、KDB データ、県及び対象市町村が提供する既存データ、国等の公開データ等を活用し、現状把握を行う。

ウ 対象市町村ヒアリング（オンライン又は現地）

保健事業に携わる職員へヒアリングを行い、量的データでは把握できない事項について把握を行う。

エ 分析

イ及びウのデータや情報を活用し、対象市町村における分析を行う。

(3) 結果報告及び保健事業の提案（現地）

現地へ出向き、以下ア～ウを支援する。現地支援では、保健師、管理栄養士、事務職など保健事業に携わる多職種の職員を対象とした人材育成を図る観点から、組織として効果的な保健事業を継続的に実施できる体制の確立を考慮すること。

ア 結果報告

(2) における結果を報告する。

イ 保健事業の提案

(2) から得られた結果を参考に、被保険者の健康の保持増進や医療費の適正化を推進するため、それぞれの健康課題に応じた保健事業を提案し、業務委託が必要なものについては仕様書等の作成を行う。保健事業の検討時には、他自治体における保健事業の好事例の提示も行う。

ウ その他

- ・ 必要に応じて、KDB システムや NDB データ等を用いたデータの抽出及び分析方法等の習得や第3期データヘルス計画の現状把握や進捗管理を行う。
- ・ 上記イ及び(2)のエにおいては、医師、保健師、管理栄養士等専門の知識を有する者から意見を求めるなど、より効果的な事業につなげること。

(4) 報告書作成

委託期間が終了するまでに、本業務の調査及びヒアリング結果等を成果報告書として提出する。

5 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1
宮崎県福祉保健部 国民健康保険課 運営担当

6 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

7 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。